

# 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月26日 12時00分ごろ
発生場所	鹿児島県与論町与論港（供利地区）南東方沖 与論港供利指向灯から真方位149°2,330m付近 （概位 北緯27°01.3′ 東経128°24.8′）
事故の概要	漁船雄元丸は、西進中、干出岩に乗り揚げた。 雄元丸は、船底外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月24日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 雄元丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-35924（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口及び擦過傷、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損、機関に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、約6ノットの対地速力で手動操舵により帰航中、干出岩に乗り揚げた。 船長は、操舵室の背もたれのある操縦席に腰を掛けて操船中、居眠りに陥っており、衝撃で乗り揚げたことに気付いた。 船長は、疲労等を感じてはいなかったが、周囲に船舶を見掛けなかったため、気が緩み、眠気を催すようになっていつしか居眠りに陥り、本船が予定針路から右舷方にずれたと思った。 本船の喫水は、本事故当時、船首約0.5m、船尾約1.8mであった。
分析	本船は、船長が、手動操舵により椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったことから、干出岩に向かう態勢となって航行したものと考えられる。 船長は、周囲に船舶を見掛けず、気が緩んで、眠気を催した際、操縦席に腰を掛けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。 本船は、船長が居眠りに陥った際に右転した可能性があると考えられるが、その状況については明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、船長が居眠りに陥ったため、本船が右転して干出岩に乗

	り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 眠気を感じた場合、立って操船したりするなどして眠気を払拭すること。</li></ul>